

復興財源の負担は応能負担原則に基づいて

菅首相は、4月1日の会見で、東日本大震災による被災地の復興事業をすすめるため、補正予算の編成や「復興構想会議」を設置することを明らかにしました。一方、民主党の特別立法チーム（座長・中川正春国対副委員長）がまとめた「東日本大震災復旧復興対策基本法案」（仮称）の原案には、復興財源として消費税、法人税、所得税の特別復興税の創設、「震災国債」の発行が盛り込まれていると報じられています。また、日本経済団体連合会は、3月31日に震災復興に向けた提言を発表し、「中長期的な財政健全化方針の堅持と復興のためのコスト負担に係る国民的合意形成」を図り、「不足する財源については臨時の国債発行や時限的な増税を検討」をすべきとしています。同日、日本商工会議所は、復興財源に充てるために消費税を「復興税」として増税すべきなどとする要望書を菅首相に手渡しました。岡村正会頭は「広くあまねく公平に資金を確保するには消費税が最適だ」と表明したと伝えられています。

被災地の復興には、年単位の長い時間と膨大な財政規模の事業が必要です。地震や津波の影響で土地の移動・隆起・沈下・浸水が起こり、単純にこれまでと同様の事業所や家を同じ場所に再建することにはなりません。それは、街づくりをしながら、生活基盤と生産基盤を再建する事業となります。この壮大な復興事業には多額の財源が必要ですが、私たちは、その財源に消費税の増税を充てることには反対します。その理由は、第1に、消費税の増税は、生活必需品や再建物資に課税され、被災者を含む全国民の日常生活の負担増に直結すること、第2に、家計収入の減少傾向に歯止めがかかっておらず、国内消費が冷え込んでデフレ経済の出口が見えない中で消費税の増税を強行すれば、ますます国内消費が縮小すること、第3に、低所得者層ほど負担率が重い消費税を増税すれば、ますます低所得層の家計に占める負担割合が増えて、逆累進性の矛盾が拡大することによります。

消費税が実施されたこの22年間に日本の税制度は大きく変化し、現在は大企業・大資産家に有利に働いています。税・社会保障の再分配制度が適切に機能せず、結果、格差と貧困が拡大するに至っています。その上に、消費税の増税が強行されるようなことになれば、国民の負担感はさらに高まり、国民生活を窮地に追いやってしまいます。2011年度予算の中にも、見直しをすべき事項があります。法人税の減税措置を取りやめることや証券優遇税制の見直し、法的負担義務のない「思いやり予算」の見直しや大型公共投資の見直しなど不要不急の予算執行を震災復興財源に振り向けることは可能です。また、法人大企業には240兆円を超える内部留保があるとされており、この機に、法人大企業に応分の負担を求めることも必要です。

震災被災者の支援に力を尽くしたいとの国民の善意を逆手にとって消費税率を引き上げることが認められません。私たちは、復興財源の負担は、負担能力のある個人・法人に適切な負担を求めるといった税負担の大原則である応能負担原則に基づいた税徴収に立ち返って、そのあり方を定めることを求めます。

2011年4月8日
全大阪消費者団体連絡会